

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 10月1日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための追加措置を発表しました。その概要は以下のとおりです。

（1）9日（金）18時から12日（月）23時まで、首都圏州、バルパライソ州、コンセプション市、テムコ市及び、パードレ・ラス・カサス市周辺に、衛生防疫線(Cordon Sanitario)を設置する。同措置は祝日である12日（月）を含んだ三連休に別荘等への移動することを防ぐためである。

（2）2日（金）より、マガリャネス州における夜間外出禁止令(Toque de queda)の開始時間を20時からとする（現在は23時から）。

（3）段階的規制緩和計画の変更点は以下のとおり：

●第3段階（準備期）へ移行（5日（月）5時より）：首都圏州サンティアゴ市6区（ウエチュラバ区、キンタ・ノルマル区、コリナ区、エル・ボスケ区、レコレタ区、セリーリョ区）、マリア・ピント区、クラカビ区、アントファガスタ州トコピーリャ市

●第2段階（移行期）へ移行（3日（土）5時より）：首都圏州パイネ区、レンカ区、タラパカ州アルト・オスピシオ市、イキケ市、アタカマ州コピアポ市、ティエラ・アマリーリャ市、コキンボ州オバリェ市、バルパライソ州ラ・カレラ市、オイギンス州サンタ・クルス市

●第2段階へ後退（3日（土）5時より）：マウレ州テノ市、マウレ市、ニュブレ州チジャン市、チジャン・ビエホ市、アラウカニア州アングル市、レナイコ市、テムコ市、ビジャリカ市、ラウタロ市、ガルバリノ市、ビクトリア市、クンコ市、チオルチオル市、ヌエバ・インペリアル市、パードレ・ラス・カサス市、ロス・リオス州リオ・ブエノ市、コラル市、バルディビア市、パイリャコ市

●第1段階へ後退（3日（金）5時より）：ニュブレ州コイウエコ市、アラウカニア州ロンコチェ市、カラウエ市、プエルト・サアベドラ市、ロス・ラゴス州オソルノ市、フルティリャル市、サン・ファン・デ・ラ・コスタ市、リオ・ネグロ市

2 10月1日時点で、チリ国内では464,750名（死亡者12,822名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察に

よる検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

- ・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

- ・チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

- ・チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

- ・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ・当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html